

令和4年10月6日

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町300番地

住友不動産秋葉原駅前ビル5F

株式会社SAMURAI

代表取締役 高比良 直人 殿

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員

会長 金子

電話 03-5614-05

FAX 03-5614-0743

差止請求書

本協会は、平成24年4月1日に内閣総理大臣より認定を受けた公益社団法人であり、会員が多くが全国各地の消費生活相談窓口で相談員を務める消費者問題の専門家で構成している団体です。また、平成19年11月には、内閣総理大臣から消費者契約法に基づき差止請求権を行使することができる「適格消費者団体」の認定を受けております。

ところで、本協会は、貴社が運営するプロ



グラミングスクールに係る「侍エンジニア塾
マンツーマンレッスンサービス利用契約」
(本件契約)について、その利用約款(本件
約款)に、特定商取引に関する法律(特定商
取引法)に反する条項又は消費者契約法が定
める不当条項に該当する条項があると考え、
貴社に対し、令和3年2月8日付け「申入書
」及び同年12月7日付け「2021年3月
11日付回答書に対し」にて、当該条項の削
除及び使用停止を申し入れました。

これに対し貴社からは、令和3年3月11
日付け及び令和4年3月10日付け各「回答
書」により、本協会の上記申入れには応じら
れない旨のご回答をいただきました。

しかしながら、貴社の各「回答書」の内容
を踏まえても、少なくとも別紙条項目録記載
の各条項は、特定商取引法又は消費者契約法
に照らし問題のある条項と判断いたしました
。

そこで、本協会は、貴社に対し、下記のと
おり、消費者契約法41条1項の請求として
本請求書を送付いたします。なお、本書面が
到達した時から1週間以内に当方の請求に応
じていただけない場合には、貴社に対して、
消費者契約法に基づく差止請求訴訟を提起い
たします。



また、本請求書並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、同法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

記

第1 請求の要旨

1 貴社が顧客との間で本件契約を締結するに際し、下記の事項を内容とする意思表示をしないこと

(1) 別紙条項目録記載1の条項など、本件契約についてクーリング・オフ制度の適用を排除すること

(2) 別紙条項目録記載2の条項など、本件契約の中途解約時に、顧客に入塾金及び解約手数料（未受講分に相当する報酬の20%に相当する額と5万円のいずれか低い額）を負担させること

2 前項の意思表示が記載された契約書、利用規約、ウェブサイト上の記載その他一切の表示を破棄又は削除すること

3 貴社の従業員らに対し、1項の意思表示を行ってはならないこと及び前項記載の契約書、利用規約、ウェブサイト上の表示を破棄又は削除して使用しないことを周知徹底させる措置をとること



第 2 紛争の要点

1 別紙条項目録記載 1 の条項（本件クー
リング・オフ排除条項）について
貴社は、電子メール等により、顧客に
対し、いわゆるオンライン会議システム
に接続する固有の URL を送付すること
により「電話」（インターネット回線を使
って通話する形式で映像を伴う場合も
、ここでいう「電話」に含まれる）をか
け、又は具体的な契約ないし受講コース
を勧誘するたためのものであることを告げ
ずに、オンライン会議システムに接続す
る固有の URL に接続することを顧客に
要請することによって「電話」をかけさ
せ、その「電話」において行う勧誘によ
り本件契約を締結しているので、本件契
約は電話勧誘販売に当たります（特定商
取引法 2 条 3 項、同法施行令 2 条 1 号）
。

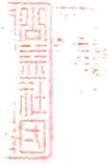
したがって、本件契約にクーリング・
オフ制度（同法 2 4 条）の適用がないと
する本件クーリング・オフ排除条項は、
顧客に不利な特約として、同条 8 項によ
り無効です。


2 別紙条項目録記載 2 の条項（本件解約
手数料条項）について



(1) 特定商取引法 25 条 1 項は、電話勧誘販売による契約が解除された場合の損害賠償額の予定又は違約金の上限額を定め、①当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始前である場合においては、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」(同項 4 号)を、②当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合においては、「提供された当該役務の対価に相当する額」(同項 3 号)を、それぞれ超える金額を顧客に請求することはできないものとしています。

ところが、本件解約手数料条項は、①顧客による解約が役務提供開始前である場合においては、顧客は、「ア. 入塾金」(貴社のウェブサイトによれば、いずれのコースも消費税込み 9 万 9 0 0 0 円)及び「ウ. 解約手数料」(未受講分に相当する報酬の 20% に相当する額と 5 万円のいずれか低い額)を支払わなければならないものとしており、この額は「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」を超えています。また、②顧客による解約が役務提供開始後である場合において





も、顧客は、「イ．既受講分に相当する報酬」に加えて、「ア．入塾金」及び「ウ．解約手数料」を支払わなければならないものとしており、この額は「提供された当該役務の対価に相当する額」を超えます。

したがって、本件解約手数料条項は、特定商取引法25条1項の規定に反する特約です。

(2) なお万一、本件解約手数料条項に特定商取引法25条1項の適用がないとしても、本件解約手数料条項は、顧客たる消費者が本件契約を中途解約するに当たり、解約の時期を問わず、一律に「ア．入塾金」及び「ウ．解約手数料」の合計額を含む違約金の支払義務を消費者に課すものであり、仮に消費者が役務提供開始前に中途解約の申出をした場合でも、消費者は少なくとも14万9000円もの違約金を支払う必要がありますが、この時点において貴社にそれほど多額の損害が発生するとは考えられません。

したがって、本件解約手数料条項は、平均的な損害の額を超える損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項

として、消費者契約法9条1号により無効です。

3 結語

よって、本協会は、貴社に対し、特定商取引法58条の20第2項1号及び同項2号又は消費者契約法12条3項に基づき、本書をもって、請求の要旨のとおり請求いたします。

第3 訴えを提起する予定の裁判所
東京地方裁判所

以上



4.10.6
12-18

別紙条項目録

1 クーリング・オフ排除条項（本件約款第10条第1項）

本サービスは（中略）個別契約の解約にあたり特定商取引法に基づくクーリング・オフ制度は適用されない。

2 解約手数料条項（本件約款第10条第2項）

顧客は、侍に対して以下のア～ウの合計額（以下「解約手数料」という）を支払って、侍所定の様式により個別契約の解約を申し出ることができる。（中略）

ア．入塾金

イ．既受講分に相当する報酬（報酬総額 ÷ 総レッスン回数 × 受講済みレッスン回数）

ウ．解約手数料

解約手数料は、「未受講分に相当する報酬（報酬総額 ÷ 総レッスン回数 × 未受講レッスン回数）の20%に相当する額」と「5万円」のいずれか低い額として算出する。

郵便認証司
4.10.6

この郵便物は令和4年10月6日第12597号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

東京・小伝馬町
4.10.6
12-18